主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人中山義郎の上告趣意について。

しかし、当該公判廷における自白は、憲法三八条三項の本人の自白に含まれない ことは当裁判所屡次の判例とするところであるから、所論は採用し難い。

よつて、刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は沢田裁判官の反対意見(判例集二巻九号一〇二一頁以下参照)を除く 外裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一〇月二五日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
輔		悠	藤	齋	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官